

【別紙 2】

各種審議会等審議結果公表シート

会議の名称	第 1 回中津川市社会教育委員の会 (兼) 中津川市公民館運営審議会
開催日時	平成 29 年 7 月 24 日 (金) 19 時 00 分～21 時 00 分
開催場所	健康福社会館 4 階多目的ホール
出席者の役職名	社会教育委員 (兼) 公民館運営審議会委員 15 名 欠席委員 2 名 文化スポーツ部長・文化スポーツ部次長・生涯学習スポーツ課長・図書館長・文化振興課長・鉱物博物館長・生涯学習スポーツ課長補佐・生涯学習係長・社会教育指導員 公民館長 (中央・苗木・坂本・落合・阿木・神坂・山口・坂下・川上・加子母 (代)・付知・蛭川)
話し合われた内容 (会議録又は審議概要)	(次第) 1 開会 2 あいさつ 3 委嘱書交付 (新規の方) 4 会議の公開について 5 議題 (1) 平成 29 年度文化スポーツ部関係事業について (2) 東濃地区社会教育振興協議会研修会及び第 9 回岐阜県社会教育推進大会での基調提案、発表について (3) 平成 29 年度中津川市社会教育推進の方針と重点及び社会教育委員の役割について (案) 6 閉会 1. 開会 2. 委嘱書交付 (新規の方) 3. 文化スポーツ部長あいさつ 会長あいさつ 4. 「中津川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、本会議の公開を決定する。 5. 議題 (以降の進行は会長) (1) 平成 29 年度文化スポーツ部関係事業について ・事務局 資料 1 を報告 ・会長 質問等ありませんか。

・委員

坂本地区の五百羅漢の保存について、文化事業の一つとして意識してほしい。

・委員

新しい取り組みや注目される活動があったので、公民館の講座運営委員会で活用させてもらう。「基本方針」をもっと簡潔にしないと、市民がついてこないのではないか。

・委員

家庭教育推進会議の継続や家庭教育支援員の配置継続とあるが、推進会議の開催、子育て世代のニーズの把握と共有とかそのあたりが見えてくるのか。図書館のファーストブックがなぜなくなったのか、公民館が指定管理になっていく中、公民館の図書コーナーのサポートや図書館との連携はどうなるのか。苗木公民館の「木育ひろば」をアピールしてほしい。

・生涯学習課長

子育て世代のニーズについては、昨年度開催した推進会議の中で家庭教育学級の地域の代表の方に、市の施策、悩みや問題等意見を出していただき、行政の担当者が回答をした。支援員は県の補助金をいただき事務局にひとりいる。

・図書館長

3か月健診で絵本を渡す「ブックスタート」は、その後のフォローができていなかった。本を渡すことはなくても、本の紹介をし、さらに多くの本へつなげていくという「絆スタート」として教育委員会と連携して進めている。

(2) 東濃地区社会教育振興協議会研修会及び第9回岐阜県社会教育推進大会での基調提案、発表について

・事務局

資料2をもとに説明

(3) 平成29年度中津川市社会教育推進の方針と重点及び社会教育委員の役割について(案)

・事務局

資料3をもとに説明

・委員

具体的事項1のひとつめの家庭と学校・園とのパイプ役となりは分かるが、学校評議員は削除していただきたい。学校評議員は校長推薦によりということの関係方面から出ているので、ここに書かれるということは適当でない。

・事務局

削除します。

・委員

活動内容の中の3番目「地域課題解決のために地域社会の声を行政に

反映させる」という項目があるが、社会教育委員の構成をみると地域の代表というのがいくつかの代表で1人になっている。本当にこういうことが反映させられるのかという疑問をもった。

・事務局

公民館活動そのものを身近なところで見てもらえればいいかなと思っています。実際には声を反映する仕組みをつくらなければならない。

・委員

地域でいろいろやるのですが、社会教育委員としての自覚がうすい。なぜかという主体が何かわからないからです。

家族崩壊・家庭崩壊という現象をどうみるかということ提議された時、原因と現象を分けて考え、原因を解決することはできないが、事務局や教育委員会へアドバイスすることはできる。

・会長

みなさん、それぞれの地域のいろいろな場所でおかれた立場の中で社会教育的な役割をされていると思います。それが社会教育委員の役割だと思います。それをおして、いい社会づくり、いい中津川をつくっていくとそれに繋がっていくと私は解釈します。

・委員

社会教育委員は様々な分野からでてきており、問題意識が違う。

・委員

社会教育委員会という組織はあるのか。中津川市の社会教育はどこが所管しているのか。

・事務局

社会教育委員は、中津川市教育委員会附属機関の設置等に関する条例というのがあり、第2条に別表により審議会等を設置している。教育委員会の附属機関として位置づけられている。

・文化スポーツ次長

社会教育法第15条で、社会教育委員が定義されている。区長として、その経験をいかして活動をされていけば、まさにそれが社会教育委員としての活動と考えます。

・会長

社会教育委員としての役割をあて職でなく、どういう立場で動いていったらいいかということが見直されている。前回の意見をふまえて、ひとつの方向性をだしていただいた。

公民館の活動を読ませていただき、それぞれの地域で活かした活動を長きにわたっておこなわれている。これからの少子高齢化社会では、区長会や社会福祉協議会などと、枠をこえてやらないと何ともならない時代になってきており、何が答えかもわからない社会状況の中で公民館がやっていただくことが重要で、公民館を拠点として細かく地域にはいつていくことが必要な時代が来るのではないかと思う。社会教育委員としてそういうところもあわせながらいい地域づくり、公民館とも連携をとりながら安心して過ごせていける世の中づくりをしていきたいと思う。

	閉会
会議資料	(添付ファイル) 資料 1・2・3
次回開催予定日時	
次回開催予定場所	
所管部課	生涯学習スポーツ課